

太陽光発電施設の設置等に関する条例

手引書

令和4年9月 策定

令和5年3月 改定

令和7年2月 改定

宮城県環境生活部次世代エネルギー室

目次

<条例制定の背景・本手引書について>	5
第一条 目的	6
(1) 地域と共生する太陽光発電	6
(2) 留意事項	6
第二条 定義	7
(1) 太陽光発電施設	7
(2) 太陽光発電施設の設置	8
(3) 太陽光発電事業	8
(4) 事業者	8
(5) 事業区域	8
(6) 設置規制区域	9
(7) 維持管理等	12
第三条 事業者の責務	13
(1) 関係法令の遵守	14
(2) 講ずるよう努める措置	14
イ 地域住民等への情報提供	14
ロ 適正な土地の選定	14
ハ 設置工事時の周辺環境への配慮	15
ニ 廃棄費用の積立て	15
ホ 保険への加入	15
ヘ 運転開始後の施設の管理及び周辺環境への配慮	15
ト 発電事業の継続	16
チ 事業終了後の適正な措置	16
第四条 地域住民等への説明	17
(1) 地域住民等への説明	17
(2) 説明の対象となる地域住民等	17
(3) 説明の方法	18
(4) 他法令に規定される住民説明との関係について	18
(5) 地域住民等への説明の内容及び講ずべき措置	18
(6) 地域住民等への説明の記録	19
第五条 設置規制区域	21
(1) 設置規制区域への設置	21
(2) 設置許可申請書の提出	21
第六条 設置許可	25
(1) 太陽光発電施設の設置許可の基準	25
(2) 許可条件	27

(3) 設置規制区域指定以前に設置工事に着手した太陽光発電施設等の取扱い	27
(4) 設置規制区域の変更で、事業区域の全部が設置規制区域外となった太陽光発電施設の取扱い	27
第七条 変更許可	28
(1) 変更許可	28
(2) 変更許可の条件等	29
(3) 変更許可申請書	29
(4) 軽微な変更等	29
第八条 設置許可に係る着工等の届出	33
(1) 工事着手届出	33
(2) 設置工事完了届出	33
(3) 工事中止届出・工事再開届出	33
第九条 設置許可の取消	35
(1) 許可の取消	35
(2) 許可の取消の公表	35
第十条 事業計画の届出	36
(1) 設置規制区域以外への設置に関する手続き	36
(2) 事業計画届出書の提出	36
(3) 届出の受理	38
第十一条 届出内容の変更	40
(1) 変更届出	40
第十二条 維持管理等	41
(1) 維持管理等基準	42
イ 平常時	42
ロ 周辺で土砂災害等が発生した、又は発生することが想定される場合	42
ハ 周辺で発生した土砂災害により太陽光発電施設の損壊等が発生し、周辺環境に影響を及ぼす可能性がある場合	42
(2) 維持管理等計画	43
イ 平常時の維持管理等計画	43
ロ 周辺で土砂災害等が発生した、又は発生することが想定される場合の計画	43
ハ 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊等が発生した場合の計画	43
(3) 維持管理等計画の見直し	43
(4) 維持管理等計画の公表	43
(5) 維持管理等計画の提出	44
(6) 事故等が発生したときの対応及び報告	44
(7) 既存施設の維持管理等計画の公表・提出	45
第十三条 地位の承継	46
(1) 事業承継の届出	46
(2) 維持管理等計画の作成	46

第十四条 廃止の届出	48
(1) 廃止届出書	48
(2) 事業廃止に係る留意事項	48
第十五条 指導及び助言	49
第十六条 報告の徴収及び立入検査	50
(1) 報告の徴収	50
(2) 立入検査	50
第十七条 助告	51
第十八条 措置命令	52
第十九条 公表	53
(1) 公表	53
(2) 意見の陳述	53
(3) 経済産業省への通知	53
第二十条 市町村の条例との関係	54
(1) 市町村の条例との関係	54
(2) 対象となる市町村の条例	54
(3) 適用されない規定	54
(4) その他	55
第二十一条 委任	56
第二十二条 罰則	57
附則 施行期日	58
(1) 施行期日	58
附則 経過措置	59
(1) 適用関係	59
附則 既存施設の変更許可	60
(1) 既存施設の変更許可	60
附則 既存施設の届出	62
(1) 既存施設の届出	62
(2) 届出を行ったものとみなすもの	62
(3) 既存施設の届出内容の変更	62
附則 既存施設の維持管理等	64
(1) 既存施設の維持管理等	64
附則 既存事業者の地位の承継	65
(1) 既存事業者の地位の承継	65
附則 準備行為	65

<条例制定の背景・本手引書について>

固定価格買取制度（F I T制度）の創設以降、本県でも太陽光発電の導入が急速に進展してきましたが、太陽光発電については、施設の設置にあたって住民への説明不足に起因すると思われるトラブルの発生や、設置後の維持管理、設備の廃棄等に対する住民の不安が高まっているほか、大規模施設等の設置による土砂災害の発生が懸念されています。

一方、国が掲げる2050年の脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、その中でも太陽光発電の導入拡大が不可欠となっています。

県では、令和2年4月に「太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」を策定し、事業者に対し適正な手続きを求めてきたところですが、脱炭素社会の実現を図るために地域と共生する太陽光発電の導入拡大が必要不可欠であることから、令和4年7月、新たに「太陽光発電施設の設置等に関する条例」を制定しました。

本手引書では、事業者や県民の皆様の条例への理解促進を図るため、条例や規則の条文ごとに考え方を示すとともに、よくある質問をまとめています。

【凡例】

本手引書においては、法令等について下記の省略名で表記しています。

1 条例

太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和4年宮城県条例第39号）

2 規則

太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則（令和4年宮城県規則第65号）

3 再エネ特措法

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

4 F I T制度等

再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）又はF I P制度

5 事業計画策定ガイドライン

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）

6 環境配慮ガイドライン

太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）



・・・条例による規定



・・・規則による規定

第一条 目的

(目的)

第一条 この条例は、脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的とする。

（1）地域と共生する太陽光発電

国が掲げる2050年のカーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、その中でも太陽光発電の導入拡大が不可欠となっています。

太陽光発電がその役割を十分に果たすためには、住民との合意形成を図った上で事業が計画され、稼働後から終了まで一貫して、適正かつ適切に事業が実施される必要があります。

（2）留意事項

本手引きは、条例に基づく手続きについてその詳細を解説したのですが、太陽光発電施設の設置等には、事業計画ガイドライン、環境配慮ガイドラインも含めて、本条例以外の他関係法令も遵守する必要があります。

本条例に基づく許可や届出の際等には、それらの他法令を遵守して事業計画が策定されているか等についても県が確認することとなりますので、留意願います。

第二条 定義

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が五十キロワット以上のもの（増設により合計出力が五十キロワット以上となるものを含む。）をいう。
- 二 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。
- 三 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業をいう。
- 四 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- 五 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- 六 設置規制区域 土砂災害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある極めて高い土地又は土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ県民の生命若しくは身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であって規則で定めるものをいう。
- 七 維持管理等 太陽光発電事業に付随して行われる維持管理及び保守点検をいう。

（1）太陽光発電施設

太陽光発電施設とは、太陽光発電設備、附属施設で構成され、太陽光発電設備の出力が50 kW以上のものをいいます。このうち、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根や屋上、壁面等に設置されるものは除くこととしています。

附属施設とは、太陽光発電事業に関連して設置する蓄電池等の設備をいいます。

また、出力とは、電気事業法の例により、蓄電池を設置しない場合は各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいいます。実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一体と認められる場所で、複数の太陽光発電施設に分割して設置し、合算した出力が50 kW以上となる場合は、合算した出力により対象となるか否かを判断します。

なお、本条例において、設置規制区域外の太陽光発電施設については、それぞれ異なる事業である場合においても、「①実施主体の一体性」「②実施時期の一体性」「③実施箇所の一体性」のいずれもが認められたもの等については、原則として一つの事業区域として取り扱います。

なお、詳細については、以下の観点から個々の状況を整理した上で総合的に判断しますので、設置工事に着手する以前にご相談ください。

【一体性の判断について】

① 実施主体の一体性

所在地が同一もしくは役員が重複している法人又はグループ企業、資本関係等がある場合、その他、個人、法人を問わず客観的に判断して同一と認められる場合を指します。

② 実施時期の一体性

時期の重複や連續性があるなど、個々の太陽光発電施設の整備の時期や送電網への接続時期、関係法令の手続きを行う時期等からみて一連ととらえられる計画性がある場合を指します。

③ 実施箇所の一体性

道路や水路などで分断された区域であっても、附属施設の一部を共用して事業を実施する場合など、一体的に利用するものを指します。

(2) 太陽光発電施設の設置

太陽光発電施設の設置とは、太陽光発電施設を新たに設置することと、増設することの両方を含みます。また、これらの行為に先駆けて行う木竹の伐採や土地の形質の変更を含みます。

太陽光発電施設の増設とは、太陽電池モジュールやパワーコンディショナー等の設置面積又は数を変更し、太陽光発電施設の出力又は太陽電池の合計出力を増加させること（事業区域の面積の拡大や、事業区域内外における新たな木竹の伐採や土地の形質の変更を伴わない場合を含む。）をいいます。

太陽光発電施設の設置に関して、設置の工事に「着手」したと認める行為の例は以下のとおりです。

- 造成工事（くい打ち、地盤改良 等）
- 根切り
- 山留め
- 木竹の伐採（太陽光発電施設の設置を目的としたもの）

(3) 太陽光発電事業

太陽光発電施設を設置し、電気を得る事業のことをいいます。電気を売却しているか、自家消費しているか等、電気の利用形態は問いません。

(4) 事業者

太陽光発電施設の設置をし、電気を得る事業を実施する者をいいます。事業者に該当するか否かについて、個人か法人かは問いません。

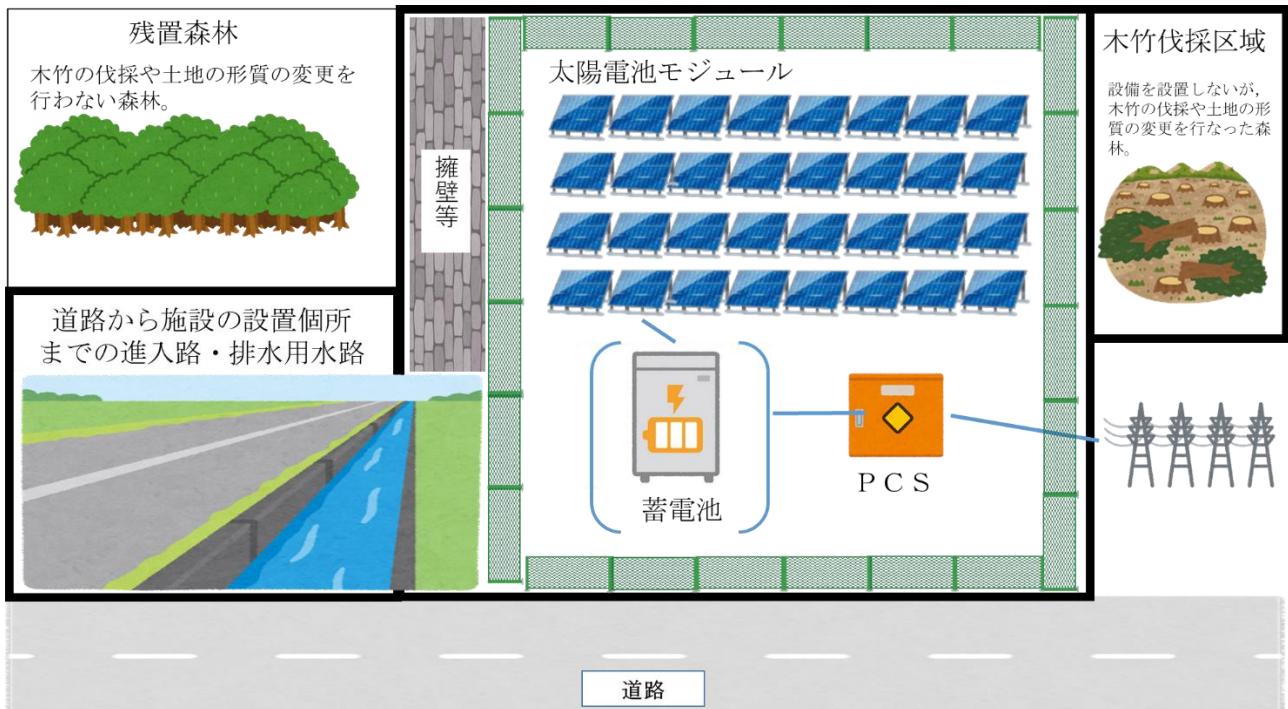
(5) 事業区域

事業区域とは、太陽光発電施設を設置及び管理する上で必要となる土地の区域です。また、継続的又は一体的に使用する場合は一つの事業区域として取り扱います。

なお、ため池等の水面に太陽光発電施設を設置する場合の事業区域の範囲は、水面に設置する太陽電池モジュール（フロート部分を含む。）の水平投影面積に、陸上に設置する附属施設等に必要な土地を加えた区域とします。

次のイメージ図で太い実線で囲まれた部分が事業区域の範囲となります。

<イメージ図>



(6) 設置規制区域

(趣旨)

第一条 この規則は、太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和四年宮城県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(設置規制区域)

第三条 条例第二条第六号の規則で定める土地の区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- 三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- 四 砂防指定地等管理条例（平成十五年宮城県条例第四十二号）第二条第一号の規定により指定された砂防指定地

次の表のとおり、他法令に基づき、既に定められている土地の区域を規定しています。

土砂災害その他の災害が発生している、若しくは発生するおそれが極めて高い土地の区域	①地すべり防止区域 ②急傾斜地崩壊危険区域 ③砂防指定地
土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ、県民の生命若しくは身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域	④土砂災害特別警戒区域

(①～③の区域での具体的な危険性の例示)

区域内に太陽光発電施設を設置した場合、設置そのものが土砂災害等のリスクを増大させるおそれがあります。また、区域内で土砂災害が発生した場合、施設が破損・崩落・流出等し、下流域の住民に著しい危険を及ぼすおそれがあります。

(④の区域での具体的な危険性の例示)

太陽光発電施設を構成する太陽電池は、破損してもなお太陽光を電気に変換し続けるという特徴があるため、土砂災害の発生により、区域内に多量の土砂等が流入し、太陽光発電施設が破損・流出した場合、破損した太陽光発電施設による感電等が発生し、周辺の住民に著しい危険を及ぼすおそれがあります。

【参考】設置規制区域に関する法令・条例について

○地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

（地すべり防止区域の指定）

第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

（急傾斜地崩壊危険区域の指定）

第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

○砂防法（明治30年法律第29号）

第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

○砂防指定地等管理条例（平成15年宮城県条例第42号）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 砂防指定地法第二条の規定により国土交通大臣が指定した土地をいう。

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

（土砂災害特別警戒区域）

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

【参考】設置規制区域の確認方法

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、土砂災害特別警戒区域は太陽光発電施設を設置する場所に応じ、宮城県砂防総合情報システム（MIDSKI）を活用し、確認を行ってください。詳細については、必ず、告示図書を確認してください。

なお、各区域を所管する部署は、下記のとおりです。

法令等の名称	担当窓口	
	制度全般	手続き先
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
地すべり等防止法	宮城県土木部 防災砂防課 砂防・傾斜地保全班 022-211-3232	管轄の各土木事務所 (行政班)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
砂防指定地等管理条例		

宮城県砂防総合情報システム：<https://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

告示図書：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sabomizusi/kasyo.html>

(7) 維持管理等

維持管理等とは、太陽光発電施設及び事業区域を正常な状態に保つための点検や運転を指し、主に次の事項が該当します。

＜維持管理等に該当する行為の例＞

	現地で行うもの	遠隔で行うもの
太陽光パネル・パワーコンディショナー・その他附属施設（電気関係）	<ul style="list-style-type: none">・ 目視点検（破損・故障・不具合等がないか、写真撮影や報告書作成を含む。以下同様。）・ 数値測定・ パネル清掃・ 修繕	<ul style="list-style-type: none">・ 発電量等の数値の把握及び発電効率の解析（持続可能な発電事業の実施のための調査）・ 発電量が低下している場合の要因の探索
フェンス・標識	<ul style="list-style-type: none">・ 目視点検・ 修繕	<ul style="list-style-type: none">・ 監視カメラによる目視点検（人畜の出入りがないか）・ 相談対応（異常があることがわかつたら緊急時対応へ）
敷地・周辺環境（発電設備設置場所までの通行路を含む）	<ul style="list-style-type: none">・ 目視点検（落下物等の確認及び管理）・ 雑草対策（草刈り、除草剤散布、又は除草シート敷設など）・ 用水路、調整池の清掃	

具体的な実施内容とその方法については、「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」など、民間団体が作成したガイドライン等を参考にすると有益です。

<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/res/solar/20191227.html>

第三条 事業者の責務

(事業者の責務)

第三条 事業者は、太陽光発電事業を円滑かつ確実に行うために必要な関係法令の規定を遵守しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電施設の設置に当たり、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適正な実施その他の規則で定める必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者が講ずるよう努める措置)

第四条 条例第三条第二項の規則で定める必要な措置は、次に掲げる事項とする。

- 一 計画作成の初期の段階から、地域住民への十分な情報提供を行う等、太陽光発電事業について理解を得られるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 防災、水源の涵養^{かん}、環境保全及び景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置等に当たり適正な土地の選定、開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと。
- 三 太陽光発電施設の設置の工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、粉じん及び廃棄物等が、地域住民及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。
- 四 太陽光発電施設の撤去に伴い発生する廃棄物の処理に要する費用その他太陽光発電事業の廃止に要する費用を、事業開始当初から、計画的に積み立てる等の方法により確保すること。
- 五 太陽光発電施設の設置の工事に着手する日から太陽光発電施設を撤去する日までの間、当該太陽光発電事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済に加入すること。
- 六 太陽光発電施設の設置の工事に着手する日から太陽光発電施設を撤去する日までの間、地震又は津波に起因して生じた当該太陽光発電施設に係る損害を填補する保険又は共済に加入すること。
- 七 太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波又は反射光等が地域住民及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。
- 八 太陽光発電施設の安全、防災、水源の涵養^{かん}、環境保全及び景観保全の観点から講ずる対策が、計画どおり適正に実施されているかを隨時確認し、災害の防止並びに自然環境及び地域住民等への配慮を行うこと。
- 九 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十六条第一項の規定により同法第二条第四項に規定する電気事業者が行う同条第五項に規定する再生可能エネルギー電気の調達が終了した後も、可能な限り太陽光発電施設を使用して太陽光発電事業を継続すること。
- 十 太陽光発電事業を終了した後は、太陽光発電施設を速やかに撤去するとともに、撤去により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の関係法令に従い、適正な処理の確保を図るとともに、当該太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、水源の涵養^{かん}、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること。

(1) 関係法令の遵守

事業者は、条例や規則を遵守するのはもちろんのこと、太陽光発電施設の設置に係る様々な関係法令についても遵守する必要があります。事業者の責任において、法令を所管する行政機関へ問い合わせをするなど、手続きが必要か否か確認する必要があります。

あわせて、環境省が策定している「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」や資源エネルギー庁が策定している「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」についても、本条例に基づく許可申請や事業計画の届出に際して、必要に応じて、その遵守状況等について説明を求めることがあります。条例第3条第2項の規定は、これらのガイドラインの規定と一部同様の趣旨を示しているものがあるため、不足・不備等があると認められる場合は、本条例に基づき助言・指導等を行うことがありますので、留意願います。

(2) 講ずるよう努める措置

条例の目的である地域と共生する太陽光発電の普及及び拡大のためには、災害発生の防止以外にも、県民の安全で安心な生活の確保に配慮していく必要があります。

このため、県として事業者が特に必要な措置を講ずるよう努めなければならない事項について規定したものです。努力義務ではありますが、合理的な理由なく、義務の履行が成されない場合等は、本条例に基づく指導等の対象となりますので、十分留意願います。

それぞれの事項については、事業計画策定ガイドラインや、環境配慮ガイドラインにも記載されています。

イ 地域住民等への情報提供

事業者は、防災、環境、景観等について地域住民が不安を抱かないよう、事業を実施しなければなりません。

このため、計画の初期段階から地域住民に事業の十分な情報提供や意見交換を行い、地域を理解し、地域から理解され、良好な関係を築くよう努めなければなりません。

地域住民の理解を得るために、太陽光発電施設の計画段階から施工、事業実施、撤去・廃棄に至るそれぞれの段階で十分に情報提供を行ってください。

ロ 適正な土地の選定

太陽光発電施設の設置に当たって、条例では、設置規制区域を規定していますが、これらの区域に該当していないければ、どこにでも設置して良いわけではありません。防災や水源の涵養、環境保全、景観保全の観点から適切な土地を選定することが極めて重要です。

また、事業計画の策定に当たっては、法面保護、法面排水、地下水排水、がけ崩れ対策等、利用する土地の形状、形質に対応した適切な設計、施工を行ってください。

環境保全に関しては、土砂の流出による地域の水源における水の濁りの防止、動植物について重要種の生育・生息が確認される場合には、その生育群における開発の回避や必要に応じた移植等を行ってください。

景観に関しては、自然景観、歴史・文化的景観、眺望景観、町並み景観、田園風景等に配慮してください。

ハ 設置工事時の周辺環境への配慮

太陽光発電施設の設置工事の施工にあたっては、電気事業法や建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法等の関係法令及び条例等を遵守する必要があります。

このほか、工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、粉じん及び廃棄物等が、地域住民等及び周辺の環境に影響を与え、トラブルを引き起こす可能性もありますので、そのような事態にならないよう、十分に配慮する必要があります。

ニ 廃棄費用の積立て

FIT制度等を活用している事業者の多くは、調達期間終了日から起算して10年前の日以降、最初の検針日から外部積立てが開始されます。しかし、何等かの不測の事態により、外部積立てが開始される前に事業を継続できなくなり、太陽光発電施設を撤去することとなる場合も想定されます。また、FIT制度等を活用していない場合は外部積立ての制度の対象外となっています。

このため、事業開始時点から緊急時の廃棄費用を想定した上で緊急時の廃棄費用の積立てを行うよう努めてください。積立ての方法等は、資源エネルギー庁が策定している「廃棄等費用積立ガイドライン」を参照してください。

ホ 保険への加入

近年の激甚化する災害により、太陽光発電施設が被害を受ける可能性も十分に想定されます。また、何らかの不測の事態により、第三者に被害を与え、賠償責任を負う可能性もあります。そういう事態に備え、地震保険や賠償責任保険に加入してください。

なお、加入しない事業計画については、「なぜ加入しないのか」について説明を求め、必要と認められる場合はこの条例に基づく指導等を行う場合があります。

ヘ 運転開始後の施設の管理及び周辺環境への配慮

太陽光発電事業を継続的かつ適切に実施するためには、太陽光発電施設の安全確保、発電性能維持のみでなく、周辺環境や地域住民に対しても危険が及んだり生活環境を損なったりすることがないよう配慮が必要です。

設置者が隨時確認を行うべき事項としては、以下のような例が挙げられます。異常等が確認された場合、適宜対策を講じてください。

- ・排水計画や土砂流出の防止対策の状況
- ・市町村、地域住民等への連絡体制の確保状況
- ・太陽光発電施設の運転状況
- ・太陽光モジュールの設置状況（架台に設置するねじのゆるみ等）
- ・設置した柵塀及び標識の状態 等

また、住宅地等に隣接して設置される太陽光発電施設においては、パワーコンディショナーから発せられる稼働音による騒音の他、電磁波による電波障害が発生する場合があることが指摘されています。更に、太陽電池モジュールからの反射光により、光害が発生する場合があることが指摘されています。このため、太陽光発電施設の設計段階において、これらの影響が発生しないよう適切な措置を講ずる必要があります。

太陽光発電事業を開始した後に、地域住民等から事業に関する苦情や意見等の申し出があつた場合には、適切かつ丁寧に対応する必要があります。

ト 発電事業の継続

太陽光発電施設は、適切に運転されれば、再エネ特措法に基づく調達期間（最長20年）を終了した後も、必要な設備を更新しつつ、当該施設を活用して発電を継続できると想定されています。2050年の脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大が求められる中、太陽光発電施設についても、適宜設備を更新することなどにより、可能な限り事業を継続するよう努めることが求められます。

チ 事業終了後の適正な措置

事業終了後の発電設備の管理に際して、感電防止の観点から、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、適切な措置を講じた上で、発電設備の撤去及び処分は、事業終了後、可能な限り速やかに行ってください。くれぐれも、事業終了後に放置され、周辺住民等の不安や不満を招くことのないよう留意願います。

太陽光発電施設を撤去した後の土地については、土砂流出等がないよう安全対策を行い、自然環境や景観等に配慮し、原状回復、植林等の必要な措置を講じてください。

発電設備を撤去・処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するほか、環境省が策定する「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参照してください。

事業終了後の設備の撤去などに関して、県や市町村、地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応してください。

第四条 地域住民等への説明

(地域住民等への説明等)

第四条 第五条ただし書の許可を申請しようとする者又は第十条の規定による届出をしようとする者（以下「設置許可申請者等」という。）は、あらかじめ、当該申請等に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者その他規則で定める者（以下「地域住民等」という。）に対し、太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者等は、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

- 2 事業者及び設置許可申請者等は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前二項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。

(地域住民等)

第五条 条例第四条第一項に規定する規則で定める者は、太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者とする。

(1) 地域住民等への説明

設置許可申請者等は、太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に影響を受けるおそれがある地域に住む住民等に、事業計画作成の初期の段階から、事業計画の内容を説明しなければなりません。また、地域住民等からの意見を踏まえて、計画を見直す等、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。近隣に住民がいないような場合でも、事業区域の下流の住民が使用している井戸水の水源が付近にあるなど、影響を生じる可能性がありますので、まずは必ず市町村や周辺地域の行政区長等に相談してください。

なお、事業計画を変更した場合にも、同様の対応をとってください。

(2) 説明の対象となる地域住民等

設置許可申請者等は、地域住民等との良好な関係構築を図るに当たり、事業区域が所在する市町村、事業区域に隣接する市町村及び周辺地域の行政区長等に相談し、配慮すべき地域住民等の範囲について自ら把握してください。特に事業区域がある市町村の担当課等には、事業計画作成の初期の段階で説明すべき地域住民等の範囲等を相談し助言を受けてください。市町村の担当課については、県ホームページに掲載します。

説明の対象者は、事業区域が所在する町又は字の区域に居住する住民やその自治会のほか、事業実施により自然環境、生活環境、景観等に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する住民（例として、事業区域に隣接する自治会の住民など）も含みます。事業実施により影響を及ぼすか否かは、設置する太陽光発電施設の規模や立地の状況等により個別に考える必要があります。

(3) 説明の方法

地域住民等へ説明を行う具体的な方法は、次の①～③を参考に、太陽光発電施設の規模や地域住民等の人数等を勘案した上で決定してください。

なお、地域住民等の意見を踏まえ、事業計画の一部を変更する等の対応が必要となる場合もありますので、事業の計画を立案・変更した場合にはできるだけ早期に地域住民等への説明を行う必要があります。

① 説明会の開催

- ・開催場所は、公民館等の地域住民が参集しやすい場所とします。
- ・開催日時は、夜間・休日等、地域住民が参集しやすい日時とします。
- ・開催回数の検討に当たっては、地域住民の人数、開催場所の規模等を考慮してください。
- ・説明会の周知は、町内会の回覧、ポスティング等を活用し、漏れなく行ってください。

② 個別説明

- ・個別に住民宅を訪問し、直接説明を行ってください。
- ・住民が不在の場合にも、曜日や時間を変えて複数回訪問するなど、説明の機会の確保に努めてください。
- ・どうしても直接の説明ができない場合は、その旨を記録した上で、書面等、他の方法によるコミュニケーションを図ってください。

③ その他

- ・地元自治会、町内会等の回覧、ポスティング等による情報提供を行ってください。
- ・事前にホームページアドレス等を周知した上で、インターネットの活用を図ってください。インターネットの利用が難しい方々への対応にも留意してください。
- ・回覧、ポスティング、インターネット等の活用の際には、問い合わせ先の電話番号等を明示し、地域住民等からの質問・申出等に適切に対応できるようにしてください。

(4) 他法令に規定される住民説明との関係について

本条例の他にも、太陽光発電施設の設置や設置に関する開発行為を行うに当たって住民説明を義務付けている法令があります。それらの法令に規定する住民説明と本条例に規定する地域住民等への説明を一体で行うことも可能です。

(5) 地域住民等への説明の内容及び講ずべき措置

事業者は、地域住民等に対して、太陽光発電事業の計画をフォトモンタージュ（合成写真による完成予想図）や図表など分かりやすい説明を用いて丁寧に説明し、理解が得られるよう努めなければなりません。このほか、地域住民等の意見を踏まえて、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

地域住民等への説明や講ずべき措置に不足や不備等があると認められる場合には、本条例に基づ

き、指導・助言等を行い、措置命令や公表が行われ、最終的に、F I T制度等による事業認定の取消となる場合も想定されますので、特に留意願います。

(説明項目)	(必要な措置の例)
<ul style="list-style-type: none">・事業計画（施設の設置から運用について）・環境及び景観に及ぼす影響の評価等・維持管理等計画・緊急時の対応（管理者の連絡先）・太陽光発電施設を設置することによる地域へのメリット・その他、地域住民等の求める情報	<ul style="list-style-type: none">・防災、環境、景観への対策の強化・地域住民等との協定締結（維持管理の方法、事業譲渡する場合の対応など）

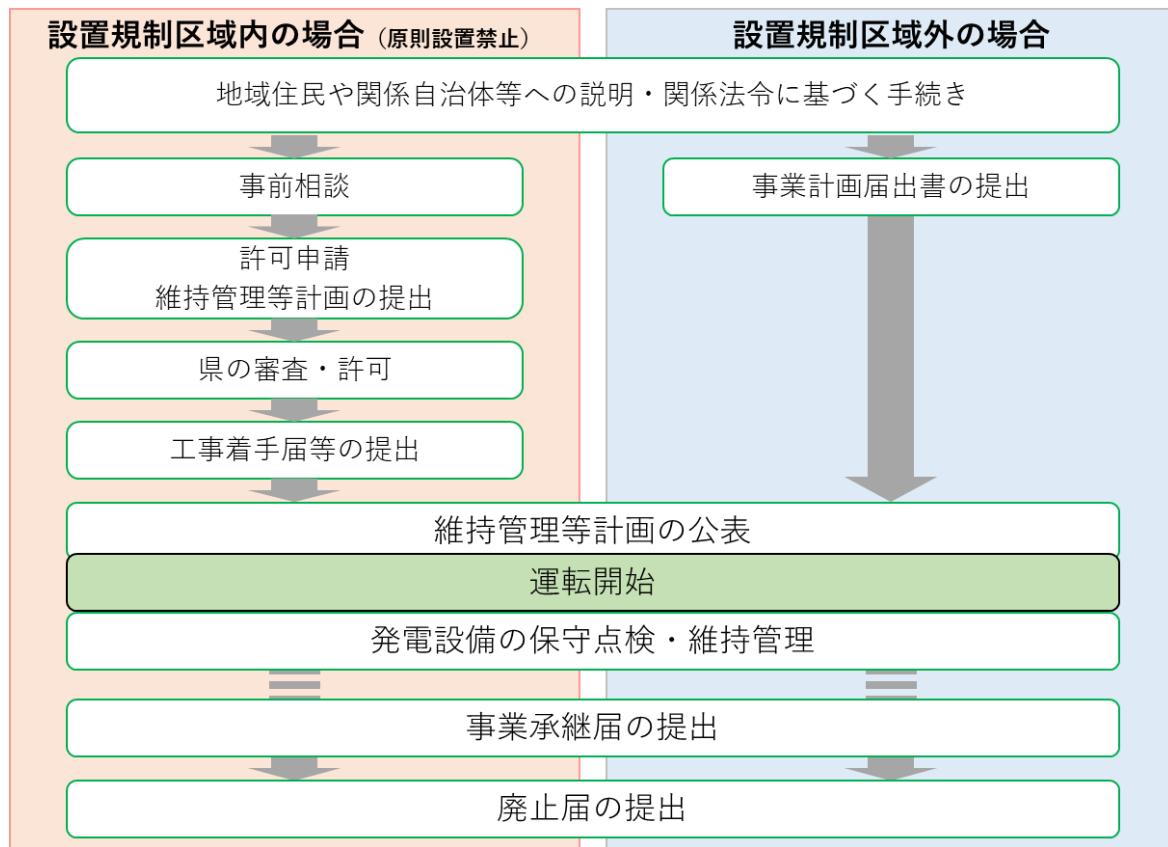
（6）地域住民等への説明の記録

説明内容や、説明会の出席者、地域住民等から寄せられた意見や質問、それに対して行う措置などは、設置許可申請書（様式第1号）や事業計画届出書（様式第8号）を提出する際の添付書類として、地域住民等説明実施記録（別紙2）に記載し県に提出する必要があります。

地域住民等説明実施記録（別紙2）に記載していただきたい事項は以下のとおりです。

説明の方法	<ul style="list-style-type: none">・説明会の開催なのか、対面による実施なのか、文書等の配布なのか ※対面による説明を行わなかった場合、その理由・説明に用いた資料
説明の状況	<ul style="list-style-type: none">・説明の内容・地域住民等からの質問や意見等・地域住民等からの質問や意見等に対する回答・説明実施後に講ずる措置、当初計画からの変更点

○ 本条例に係る手続き概要フロー図



第五条 設置規制区域

(設置規制区域内への設置)

第五条 設置規制区域内においては、太陽光発電施設の設置を行ってはならない。ただし、あらかじめ知事の許可（以下「設置許可」という。）を受けた場合は、この限りでない。

(設置許可の申請)

第六条 条例第五条ただし書の設置許可（以下「設置許可」という。）を受けようとする者は、設置許可申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 申請に係る太陽光発電施設の位置図、区域図及び配置図
- 二 木竹の伐採及び土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断図（木竹の伐採又は土地の形質の変更を行う場合に限る。）
- 三 太陽光発電施設の構造図
- 四 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。）
- 五 排水計画に係る平面図
- 六 現況写真
- 七 その他知事が必要と認める書類

（1）設置規制区域への設置

設置規制区域内における太陽光発電施設の設置は、原則として禁止です。事業計画の策定等にあたっては、設置規制区域に該当しない土地を選定してください。

やむを得ない事情により設置規制区域に太陽光発電施設を設置する必要がある場合には、規則第6条に定める設置許可申請書（様式第1号）を提出し、許可基準に該当しているか否かの審査を経て、設置許可を受けなければなりません。

なお、設置規制区域に近接する区域において太陽光発電施設の設置計画を策定しなければならない場合であっても、設置規制区域に影響を与えない（設置規制区域に影響を及ぼすような木竹の伐採や土地の形質の変更等を行わない）計画とするよう、必要な措置を講じてください。

（2）設置許可申請書の提出

設置許可申請書を提出する場合は、必ず事前に相談の上、申請書は原則として持ち込みにて御提出ください。提出先等は以下のとおりです。

① 提出先

宮城県環境生活部次世代エネルギー室 地域共生推進班

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1 行政庁舎13階

② 提出部数

2部（正本1部、電子データ1部）

※ 事業者は別途控えを保管してください。

※ 電子データは、Eメールで送付いただくかCD-R等の媒体に保存したものを作成してく

ださい。

③ 添付書類

設置許可申請書には、規則に掲げる書類を添付し、事業区域の位置や太陽光発電施設の配置状況、土砂災害等を防止するための対策等を明示してください。規則に掲げる書類の詳細は下表のとおりです。

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 位置図	1/10,000 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流出又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域等
2 事業区域図	1/2、500 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 県界及び市町村界 (5) 市町村の区域内の町、字等の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称 (7) 現況写真との照合符号及び撮影方向
3 配置図	1/1、000 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地形 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状
4 造成計画平面図及び縦横断図 (土地の形質の変更を行う場合に限る)	1/1、000 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 切土又は盛土（以下「切土等」という。）を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法面の保護の方法

		(7) 縦横断線の位置
5 擁壁構造図 （正面図 平面図 側面図 断面図 配筋図） (擁壁を設置する場合に限る)	1/50 以上	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置、材料及び内法寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の地質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 (9) 安定計算書
6 排水計画に係る平面図 （正面図 平面図 側面図 断面図）	1/500 以上	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 (3) 排水計画流量計算書
7 太陽光発電施設の構造図 （正面図 平面図 側面図 断面図）	1/50 以上	(1) 太陽光発電施設の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 (2) 基礎ぐいを含めた太陽光発電施設の断面
8 保守点検及び維持管理の計画がわかる書類		(1) 保守点検の実施頻度 (2) 人員配置及び体制計画（実施体制図） (3) 保守点検及び維持管理を行う範囲及び方法 (4) 作業時の安全対策 (5) 結果の記録方法 (6) 費用 (7) 損害保険の加入状況
9 現況写真		(1) 事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真 (2) 太陽光発電施設及び工作物付近の地形や周辺状況が判明する写真
10 その他知事が必要と認める書類		(1) 再エネ特措法第九条第四項に基づく認定通知書 (2) 関係法令手続状況（別紙1） (3) 地域住民等説明実施記録（別紙2） (4) 維持管理等計画書（別紙3） (5) 関係法令における手続が完了している証明（收受印）

		<p>の押された届出書の写し、許認可証等の写しなど)</p> <p>(6) 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づくチェックリスト（規則第四条の措置を講じていることを証する書類） https://www.env.go.jp/press/107899-print.html</p> <p>(7) 損害保険等に加入していることを証する書類（保険証書の写しなど。許可申請後に保険期間が開始される場合は、保険証書が発行され次第提出すること。）</p>
--	--	---

※これらの書類の他にも、必要と認められる場合は追加で提出を求める場合があります。

第六条 設置許可

(設置規制区域内における設置許可)

第六条 知事は、設置許可の申請があった場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が規則で定める基準に適合すると認められるときに限り、これを許可するものとする。

- 2 知事は、設置許可をする場合においては、この条例の施行に必要な限度において、条件を付することができる。
- 3 前条の規定は、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなる前に太陽光発電施設の設置の工事に着手した場合については、適用しない。
- 4 設置許可は、設置規制区域の変更により事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなつたときは、その効力を失う。この場合における当該事業区域内にある太陽光発電施設については、第十条の規定による届出があつたものとみなす。

(設置規制区域内における設置許可基準)

第七条 条例第六条第一項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事業区域に第三条第一号、第二号及び第四号に掲げる区域のいずれかが含まれる場合は、申請に係る太陽光発電施設の設置により、設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。
- 二 事業区域に第三条第三号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれかを満たすと認められること。
 - イ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。
 - ロ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、人的被害、人家等への建物被害、避難経路の遮断又は避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。
- 三 太陽光発電施設の設置に当たり関係法令等による許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けている者であること。

(1) 太陽光発電施設の設置許可の基準

設置許可を受けるためには、その設置場所に応じ、規則で示した基準を満たす必要があります。

設置する区域	・ 地すべり防止区域 ・ 砂防指定地 ・ 急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害特別警戒区域
満たすべき基準	【規則第7条第1号】 設置規制区域である砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律によ	【規則第7条第2号イ】 土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の

	<p>り、土砂災害等の発生のおそれがある区域として定められています。</p> <p>こうした区域に太陽光発電施設の設置等を行う場合、木竹の伐採や土地の形質の変更等に伴い、土砂災害等の発生を助長するおそれがあります。</p> <p>こうした事態の発生を防ぐため、事業者は、土地の状況や設置工事が設置規制区域に及ぼす影響などから、当該設置規制区域に太陽光発電施設を設置しても、土砂災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであることを示してください。</p>	<p>建築物が土石等の移動に対して住民の生命または身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることできる力の大きさを上回る区域として定められています。</p> <p>設置規制区域において土砂災害が発生した場合、太陽光発電施設の損壊、崩落、流出等を引き起こし、下流域の住民等に危険を及ぼすおそれがあります。</p> <p>こうした事態の発生を防ぐため、事業者は、防護壁を設置するといった太陽光発電施設の構造等から、設置規制区域において想定される土砂災害による当該太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであることを示してください。</p>
	<p>【規則第7条第2号口】</p> <p>設置規制区域において土砂災害による太陽光発電施設の損壊等が発生しても、事業区域が人家、学校、道路等から相当程度離れている等の状況によっては、人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設への被害のおそれ等がない場合を考えられます。</p> <p>よって、事業者は、土地の状況等から、こうした被害のおそれがない状況に該当することを示してください。</p>	
	<p>【規則第7条第3号】</p> <p>設置規制区域において太陽光発電施設を設置する場合、条例とは別に、砂防法、地すべり等防止法等の既存法令による許可が必要な場合があります。許可が必要となる場合には適切に手続きを行い、許可を得てください。具体的な手続きについては、各法令を所管する機関に確認してください。</p> <p>なお、設置規制区域の根拠となる既存法令について、その許可手続きを要さない場合には、その理由を明確に示していただく必要があります。</p>	

※ 許可基準の詳細については、別添の「許可基準の解釈」を参照してください。

事業計画策定ガイドラインでは、「専門家に相談し、適切な対応を講じること」を求めていますが、許可基準への適合状況については、基本的に有識者やコンサルタント等の専門的な知識を有する専門家に相談する必要があります。

(2) 許可条件

知事は、設置基準に該当するとして設置許可を行うにあたって、必要な限度において、条件を付すことができるとしています。

(3) 設置規制区域指定以前に設置工事に着手した太陽光発電施設等の取扱い

既に設置されている、又は設置工事に着手した太陽光発電施設について、その事業区域の一部又は全部が、新たに設置規制区域として指定された場合は、設置許可の申請は不要です。

(4) 設置規制区域の変更で、事業区域の全部が設置規制区域外となった太陽光発電施設の取扱い

設置規制区域の変更により、既に設置許可を受けた太陽光発電施設の事業区域の全部が、設置規制区域から外れたときは、手続きは不要です。このとき、設置許可の効力は失われますが、条例第10条の規定による届出があったものとみなされます。

第七条 変更許可

(変更許可)

第七条 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 設置許可を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第一項及び第二項の規定は、変更許可の場合について準用する。

(変更許可の申請)

第八条 設置許可を受けた者が条例第七条第一項の変更許可（以下「変更許可」という。）を申請しようとするときは、事業変更許可申請書（様式第二号）に第六条に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(設置許可に係る軽微な変更)

第九条 条例第七条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものをいう。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
 - 二 設置規制区域内で事業を行う理由の変更
 - 三 工事着手若しくは完了予定年月日又は運転開始若しくは事業終了予定年月日の変更
 - 四 維持管理等計画の公表方法の変更
 - 五 関係法令及び条例の手続状況の変更
 - 六 その他知事が変更許可が不要と認めるもの
- 2 条例第七条第二項の規定による届出は、軽微変更届出書（様式第三号）によるものとする。

（1）変更許可

設置許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更許可を受けなければなりません。

許可を受けた事項の変更には、所在地や発電出力の変更の他、太陽光発電施設の増設、移転、太陽電池モジュールの一部撤去等も該当します。これは、設置許可にあたっては、添付書類により、設置規制区域における太陽電池モジュールの配置やその他の状況を確認しており、確認した事項が変更される場合は、改めてその内容を確認する必要があるためです。

破損した太陽電池モジュールやパワーコンディショナーの単なる取り替え、架台の修理、交換等の太陽光発電施設の機能を維持するための行為は含みません。

なお、変更に際しても、条例第3条第2項にある地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築等、規則で定める事項を守るよう努めなければならないので留意が必要です。

（2）変更許可の条件等

変更許可の申請があった場合においては、設置許可と同様に、当該申請に係る太陽光発電施設が、知事が別に定める基準に該当すると認めるときに限り、変更を許可します。

また、変更許可にあたっても、必要な限度において、条件を付することができるとしています。

（3）変更許可申請書

変更許可にあたっては、変更許可申請書（様式第2号）を提出しなければなりません。また、当該申請書の提出に際しては、変更しようとする部分を明確にした書類を添付しなければなりません。

なお、書類の添付に際して、変更部分が設置規制区域にあたる場合は、添付書類に変更部分と設置規制区域の関係を明確に記載してください。

（4）軽微な変更等

許可申請にあたって知事に提出した事項のうち以下に掲げる事項については、変更許可を要さず、届出で足りることとしています。これは、太陽光発電施設の安全性に影響を及ぼさない変更について、事前に許可する必要までではなく、変更内容を把握すれば足りるためです。

- ・申請者の住所及び氏名（法人にあっては、その法人の事務所所在地、名称及び代表者の氏名）
- ・設置規制区域内で事業を行う理由
- ・工事着手及び完了予定年月日並びに運転開始及び事業終了予定年月日
- ・維持管理等計画の公表方法
- ・関係法令及び条例の手続き状況

また、変更後においても規則第7条に定める基準に該当することが明らかな変更については、軽微変更届出（様式第3号）で足りることとしています。

条例規則第7条に定める基準に該当することが明らかな場合とは、設置規制区域以外の区域における、設置規制区域に影響を及ぼさない設備の撤去などです。

なお、これらの場合も、設置許可を受けた者は、変更後遅滞なく軽微変更届出書（様式第3号）を提出しなければなりません。

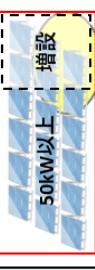
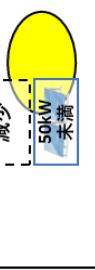
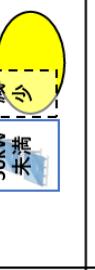
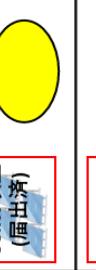
このほか、設置規制区域における太陽光発電施設の変更に関する取扱いは、以下のとおりです。

- 太陽光発電施設を増設する場合の許可申請・届出について

太陽光発電施設の増設等に伴う手続きについて①

 : 太陽光発電施設

 : 位置規制区域

変更前	変更後	変更前の発電出力が 50kW以上である	変更前の事業区域の 全部又は一部が 設置規制区域内にある	変更後の事業区域の 全部又は一部が 設置規制区域内にある	変更後の発電出力が 50kW以上である	手手続き	備考
	→ 	○	○	○	○	○	変更許可 (様式第2号)
	→ 	○	○	○	○	×	当初許可を取得した事業 計画の変更点を示す
	→ 	○	○	○	×	○	許可取得済のため事業計 画届が提出されたものとみなす ため
	→ 	○	○	○	×	○	発電出力が50kW未満の施 設は本条例の対象でない ため
	→ 	○	×	○	○	○	廃止届 (様式第12号)
	→ 	○	○	○	○	×	設置許可 (様式第1号)
	→ 	○	×	○	○	○	届出済の区域も 含めて一体の事業全域の 許可を申請
	→ 	○	×	○	○	×	当初に届け出た 事業計画の変更点を示す
	→ 	○	×	○	○	○	発電出力が50kW未満の施 設は本条例の対象でない ため

太陽光発電施設の増設等に伴う手続きについて②

：設置規制区域

：太陽光発電施設

変更前	変更後	変更前の事業区域 全部又は一部が 設置規制区域内にある 50kW以上である	変更後の事業区域の 全部又は一部が 設置規制区域内にある 50kW以上である	手続き	備考
 50kW未満	 → 増設 50kW未満	×	×	○	特になし
 50kW未満	 → 増設 50kW以上	×	×	×	特になし
 50kW未満	 → 増設 50kW以上	×	×	○	設置許可 (様式第1号)
 50kW未満	 → 増設 50kW以上	×	×	○	事業計画届出 (様式第8号)
 50kW未満	 → 増設 50kW未満	×	○	×	特になし
 50kW未満	 → 増設 50kW以上	×	○	○	設置許可 (様式第1号)
 50kW未満	 → 増設 50kW以上	×	○	○	事業計画届出 (様式第8号)

※事業者の名称・本社所在地の変更など、工事を伴わない変更の場合は次ページを参照。

＜変更許可・届出の区別別の整理表＞

変更事項	変更許可	軽微変更届出
氏名及び名称（法人の主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）		○*
設置予定地・事業区域	○	
設置規制区域に太陽光発電施設を設置する理由		○
設置予定地の面積、登記地目及び現況地目	○	
太陽光発電施設の発電出力	○	
工事着工及び完了予定年月日並びに運転開始年月日及び事業終了予定年月日		○
維持管理計画の公表方法		○
関係法令及び条例の手続き状況		○
地域住民への説明状況		○
維持管理等計画	○	

*法人において、事業所を移転する場合や、名称や代表者に変更を生じた場合は軽微変更届出の手続きを行います。事業の売買・譲渡等により承継があって変更する場合は、別途承継の手続きが必要です。

*本条例の施行は令和4年10月1日となります、それまでに未着手の事業について、本条例に基づく手続きを経ずに着手した場合は本条例に違反することになりますので留意願います。

第八条 設置許可に係る着工等の届出

(設置許可に係る着工等の届出)

第八条 設置許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 太陽光発電施設の設置の工事に着手し、又は工事を完了したとき。
- 二 太陽光発電施設の設置の工事を中止し、又は工事を再開したとき。

(設置許可に係る着工等の届出)

第十条 条例第八条第一号の規定による届出は、工事の着手については工事着手届出書（様式第四号）、工事の完了については工事完了届出書（様式第五号）によるものとする。

2 前項の工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 工事写真
- 二 その他知事が必要と認める書類

3 条例第八条第二号の規定による届出は、工事の中止については工事中止届出書（様式第六号）、工事の再開については工事再開届出書（様式第七号）によるものとする。

（1）工事着手届出

設置工事は、設置許可を受けた申請内容に従って実施しなければなりません。また、設置工事に着手したときは、遅滞なく、工事着手届出書（様式第4号）により、その旨を知事に届け出る必要があります。

設置工事の着手とは、各種関係法令に基づく手続きを完了した後に実施されるものであって、太陽光発電施設を設置する事業区域において、設置計画（工事工程表など）に基づく継続した工事（木竹の伐採、土地の形質変更を含む。）を開始することをいい、現地調査、測量、資材・車両の搬入等の準備工、太陽光パネル等の製造は除きます。

（2）設置工事完了届出

設置工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了届出書（様式第5号）により、その旨を知事に届け出る必要があります。届出書を提出する際には、以下の書類を添付してください。

- ・設置工事の各工程の状況及び工事完了後の状況が分かるカラー写真
- ・他法令に関する許可等の写し等

なお、必要に応じて、県は設置工事が完了したことの現地確認を行います。

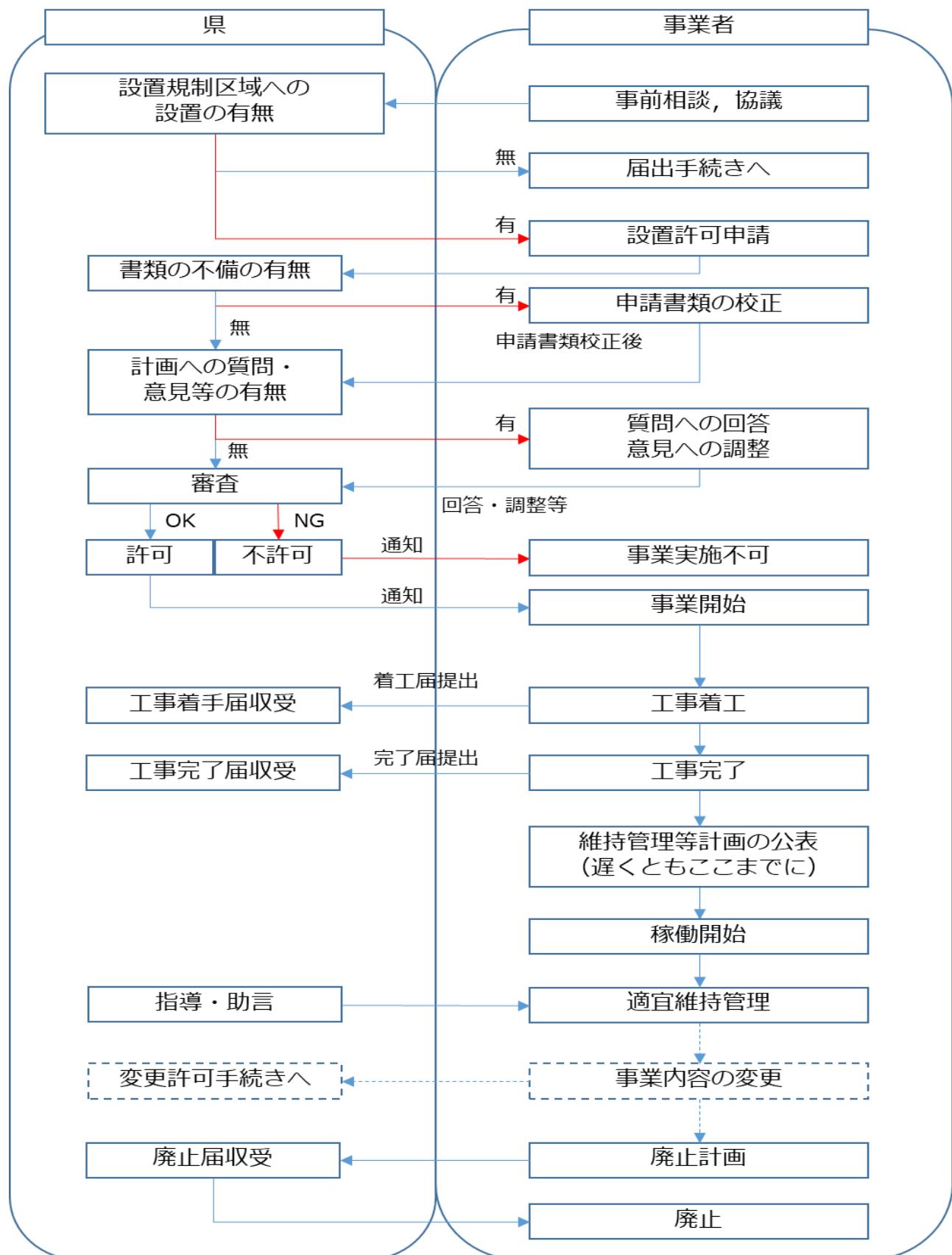
（3）工事中止届出・工事再開届出

設置工事を休止・中断・中止したときは、遅滞なく、工事中止届出書（様式第6号）により、その旨を知事に届け出る必要があります。なお、工事を再開する場合は工事再開届出書（様式第7号）を提出してください。

工事を再開する見込みがなく、事業を廃止する場合は、あらかじめ、廃止届出書（様式第11条）

を知事に届け出る必要があります。廃止時の手続きは後述の[48ページ「第十四条 廃止の届出」](#)を御覧ください。

○設置許可に関する手続きフロー図



第九条 設置許可の取消

(設置許可の取消し)

第九条 知事は、設置許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設置許可を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- 二 設置許可又は変更許可を受けた後、一年以上、正当な理由がなく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき。
- 三 第六条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
- 四 第十八条の規定による命令に違反したとき。

(1) 許可の取消

次のいずれかに該当する場合、知事は、設置許可又は変更許可を取り消すことができます。

- ① 虚偽、不正な手段により許可を受けた場合
- ② 許可を受けた後、1年以上、正当な理由がなく太陽光発電施設の設置の工事に着手しない場合
- ③ 許可に際し、知事から付された条件に違反した場合
- ④ 措置命令に違反した場合

②について、条例第8条第2号に規定する工事中止届出書（様式第7号）の提出があった場合は、正当な理由があったものとして、工事に着手しなかった場合も許可取消事由から除外されます。

(2) 許可の取消の公表

第9条により許可を取り消した場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに処分等の内容を公表することができます。このことについては、[53ページ「第十九条 公表」](#)で説明しています。

第十条 事業計画の届出

(事業計画の届出)

第十条 設置規制区域外に太陽光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業計画を知事に届け出なければならない。

(事業計画の届出方法)

第十一条 条例第十条の規定による届出は、事業計画届出書（様式第八号）によるものとする。

2 前項の事業計画届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請に係る太陽光発電施設の位置図、区域図及び配置図
- 二 現況写真
- 三 その他知事が必要と認める書類

（1）設置規制区域以外への設置に関する手続き

設置規制区域以外に太陽光発電施設を設置する際は、あらかじめ、知事に対して事業計画の届出を行う必要があります。事業計画の届出を行うときは、事前に県に相談・連絡の上、事業計画届出書（様式第8号）に必要事項を記入し、必要書類を添付して提出してください。

（2）事業計画届出書の提出

① 提出先

宮城県環境生活部次世代エネルギー室 地域共生推進班
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1 行政庁舎13階

② 提出部数

1部（正本1部）

※ 提出方法は、書面提出か電子提出のいずれでも構いません。

※ 事業者は、別途控えを保存してください。

③ 添付書類

事業計画届出書に添付する書類は次のとおりです。事業区域の位置や太陽光発電施設の配置状況、土砂災害等を防止するための対策等を明示してください。

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 位置図	1/10,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流出又は河川への経路

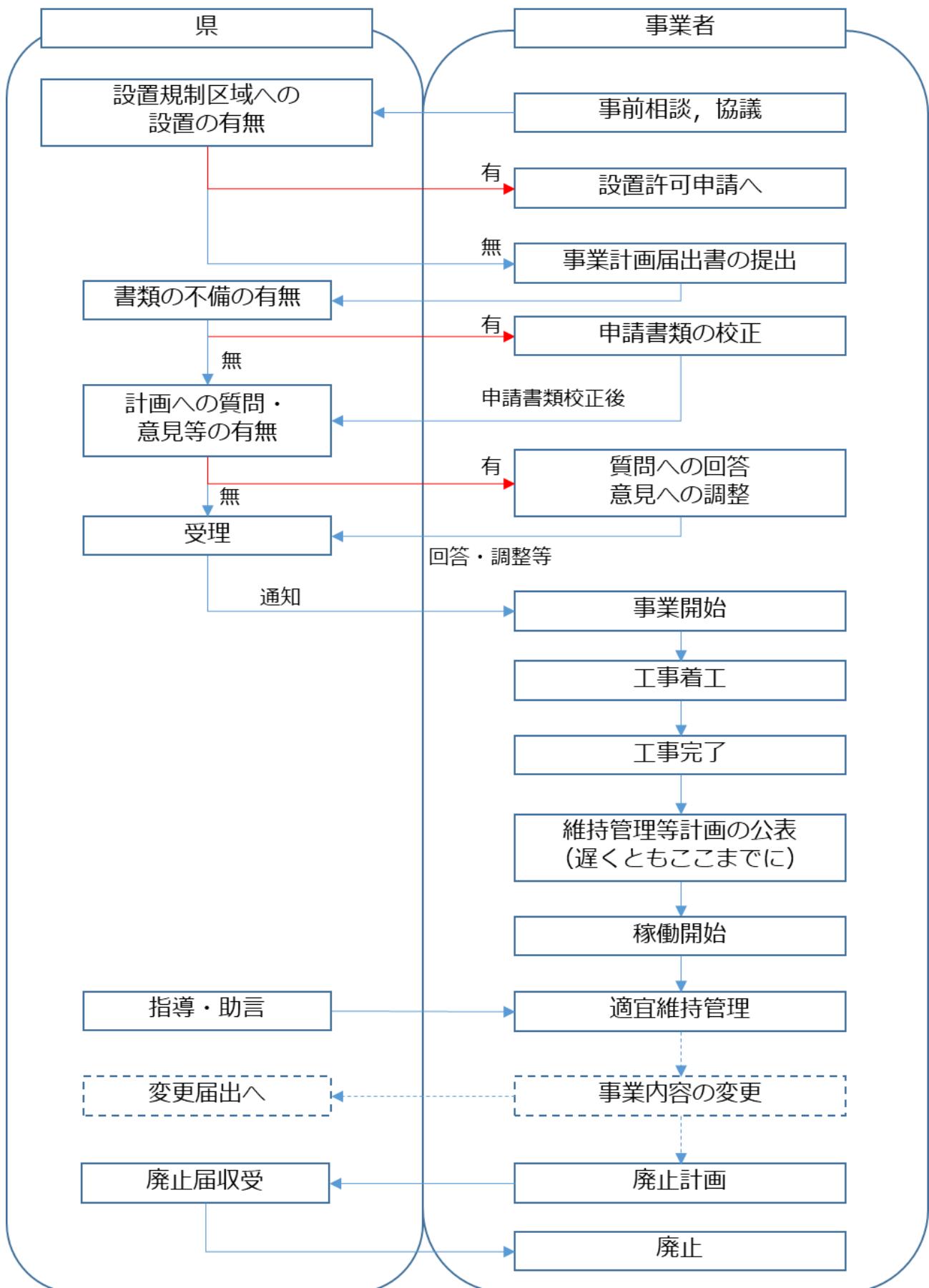
		(6) 関係法令に基づく規制区域等
2 事業区域図	1/2,500 以上	<p>(1) 方位 (2) 事業区域の境界 ※付近に設置規制区域が存在する場合、事業区域との距離等を示すこと。 (3) 土地の形状 (4) 県界及び市町村界 (5) 市町村の区域内の町、字等の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称 (7) 現況写真との照合符号及び撮影方向</p>
3 配置図	1/1,000 以上	<p>(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内の排水の方角及び流量 (6) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (7) 事業区域内の植栽計画 (8) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状</p>
4 現況写真		<p>(1) 事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真 (2) 太陽光発電施設及び工作物付近の地形や周辺状況が判明する写真</p>
5 その他知事が必要と認める書類		<p>(1) 再エネ特措法第九条第四項に基づく認定通知書 (2) 関係法令手続状況（別紙1） (3) 関係法令における手續が完了している証明（収受印の押された届出書の写し、許認可証等の写しなど） (4) 地域住民等説明実施記録（別紙2） (5) 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づくチェックリスト（規則第四条の措置を講じていることを証する書類） (6) 損害保険等に加入していることを証する書類（保険証書の写しなど。届出後に保険期間が開始される場合は、保険証書が発行され次第提出すること。）</p>

※これらの書類の他にも、必要と認められる場合は追加で提出を求める場合があります。

(3) 届出の受理

県は、事業者から届出があった後、届出内容の不備の有無を確認し、必要に応じて校正を依頼します。届出内容の不備が解消されたことを確認した上で、届出を受理した旨の通知を行います。

○事業計画届出に関する手続きフロー図



第十一條 届出内容の変更

(届出内容の変更)

第十一條 前条の規定により事業計画を届け出た者は、当該事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(事業計画の変更届)

第十二条 条例第十一條の規定により事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画変更届出書（様式第九号）に前条第二項に掲げる書類を添えて知事に届け出なければならない。

（1）変更届出

事業計画届出書（様式第8号）に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画変更届出書（様式第9号）を提出する必要があります。

(変更届出に係る事項)

- ・ 事業者の住所・氏名（法人その他の団体にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- ・ 発電所の名称
- ・ 事業（予定）場所、事業（予定）場所の面積及び登記地目
- ・ 発電出力又は太陽光パネルの合計出力
- ・ 工事期間及び運転期間
- ・ 維持管理等計画の公表方法
- ・ その他

第十二条 維持管理等

(維持管理等)

第十二条 事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、規則で定める基準に従い、適正な維持管理等をしなければならない。

- 2 事業者は、規則で定めるところにより、維持管理等をするための計画（以下「維持管理等計画」という。）を作成し、当該維持管理等計画に従い、維持管理等を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定により維持管理等計画を作成したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、維持管理等計画を変更した場合に準用する。
- 5 事業者は、事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

(維持管理等)

第十三条 条例第十二条第一項に規定する規則に定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 太陽光発電施設については、土砂災害その他の災害の発生を防止するとともに、生活環境等の保全における支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。
 - 二 太陽光発電施設の周辺において土砂災害その他の災害が発生した場合又は発生が想定される場合に、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じる状況を防止するために必要な対応を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供できる体制が整備されていること。
 - 三 太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に、速やかに復旧に必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供できる体制が整備されていること。
- 2 条例第十二条第二項の維持管理等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 維持管理等の基本事項
 - 二 維持管理等の実施体制
 - 三 維持管理等の内容
 - 四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害その他の災害が発生するおそれがある場合に、それを防止するために講ずる措置の内容及びその実施体制
 - 五 土砂災害その他の災害により太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に講ずる措置の内容及びその実施体制
 - 六 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項
- 3 条例第十二条第三項の規定により維持管理等計画を公表する者は、次に掲げる事項を公表内容に含めるものとする。
- 一 維持管理等の責任を負う者の氏名、住所及び連絡先

- 二 維持管理等を委託する場合は、その委託先の氏名、住所及び連絡先
- 三 月次点検の時期、内容及び方法
- 四 年次点検の時期、内容及び方法
- 4 設置許可を受けた者又は条例第十条の規定による届出を行った者は、条例第十二条第二項の規定により維持管理等に係る措置を講じたときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、太陽光発電事業を行う間、当該記録を保管しなければならない。
- 5 事業者は、設置許可申請又は条例第十条の規定による届出の際に、条例第十二条第三項の規定による維持管理等計画の公表の方法を知事に通知しなければならない。
- 6 条例第十二条第三項の規定による維持管理等計画の公表は、太陽光発電施設の運転を開始する日までに、前項の規定により知事に提出した方法により行われなければならない。
- 7 設置許可を受けた者又は条例第十条の規定による届出を行った者は、維持管理等計画を作成した際は、速やかに維持管理等計画をインターネットの利用その他の県民に広く周知できる方法によって公表しなければならない。
- 8 条例第十二条第五項の規定による報告は、事故又は土砂災害その他の災害が発生した日から起算して三十日以内に、事故等報告書（様式第十号）により行わなければならぬ。
- 9 前項の事故等報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。
 - 一 太陽光発電施設の位置図及び配置図
 - 二 事故状況写真
 - 三 その他知事が必要と認める書類

事業者は、災害発生の防止及び周辺環境の保全に支障が生じないよう、太陽光発電事業を長期安定的に運営するため、施設等について常時安全かつ良好な状態を維持する必要があります。このため、全ての事業者に対し、維持管理等基準に従い適切な維持管理等を義務づけています。

（1）維持管理等基準

太陽光発電事業者は、規則第13条第1項に掲げる維持管理等に関する基準に従って、太陽光発電施設等の適正な維持管理をしなければなりません。

イ 平常時

- ・ 土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態を維持すること。

ロ 周辺で土砂災害等が発生した、又は発生することが想定される場合

- ・ 速やかに太陽光発電施設の損壊、機械の故障、斜面又は土砂の崩落その他の周辺環境に影響を及ぼす状況を防止するために必要な対応を講ずること。
- ・ 必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供すること。

ハ 周辺で発生した土砂災害により太陽光発電施設の損壊等が発生し、周辺環境に影響を及ぼす可能性がある場合

- ・ 速やかに復旧に必要な対応を講ずること。

- ・ 必要に応じ、近隣関係者及び関係自治体に対し情報提供すること。

(2) 維持管理等計画

太陽光発電事業者は、上記の基準に従うよう維持管理等計画を作成し、当該計画に従って維持管理を行わなければなりません。維持管理等計画には、下記の事項等を含める必要があります。

電気事業法第42条に基づき、既に作成している保安規程に、次に掲げる事項が全て記載されているときは、当該保安規程を本条例に基づく維持管理等計画とみなして維持管理等を行うことで差し支えありません。

なお、設置規制区域内に太陽光発電施設を設置する場合（条例の施行前に既に工事に着手している場合を含む）は、設置許可申請書や既存事業概要届出書に維持管理等計画を添付する必要があります。このとき、別紙3として様式を定めており、必要事項を記入して提出してください。

イ 平常時の維持管理等計画

- 基本事項・・・維持管理等責任者の氏名、住所及び連絡先等
- 実施体制・・・維持管理等業務における役割分担、緊急連絡網等
- 内容・・・月時点検・年次点検の内容、その他点検の内容及び頻度等

ロ 周辺で土砂災害等が発生した、又は発生することが想定される場合の計画

- 太陽光発電施設の損壊等を防止するために予定している措置の内容
- 実施体制
- 連絡すべき地域住民等及び関係自治体

ハ 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊等が発生した場合の計画

- 復旧に必要な対応の内容
- 実施体制
- 連絡すべき地域住民等及び関係自治体
- 県への報告方法

(3) 維持管理等計画の見直し

維持管理等計画は、計画策定の段階で予期しなかった問題や変化が生じた場合、周辺環境の変化に応じた適切な維持管理ができるよう、確認や見直しを行ってください。

(4) 維持管理等計画の公表

維持管理等計画は、太陽光発電施設の運転を開始する日までにインターネット、その他の方法により公表しなければなりません。「その他の方法」としては、施設の設置場所に掲示するなど、地域住民等が、必要なときに情報を得やすい公表方法を選定してください。設置許可申請書（様式第1号）及び事業計画書届出書（様式第8号）には、それぞれ維持管理等計画の公表方法を記載する必要があります。

また、公表する内容には、少なくとも以下の内容を含むこととします。

- ・ 太陽光発電事業者の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者氏名※）
- ・ 維持管理等責任者の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者氏名※）、連絡先
- ・ 月次点検の時期、内容及び方法
- ・ 年次点検の時期、内容及び方法

※ 法人の場合の代表者氏名については任意

このほか、以下の内容についても、公表するよう努めてください。

- ・ 発電所の名称
- ・ 発電所所在地
- ・ 設備 ID (F I T制度等の認定を受けている場合)

なお、維持管理等計画の内容を変更した際は、遅滞なく、変更後の維持管理等計画を公表してください。その際、変更年月日及び変更した計画の箇所を明示（下線や着色など）してください。

（5）維持管理等計画の提出

設置規制区域に事業区域の全部又は一部が含まれる場合には、設置許可申請書（様式第1号）を提出する際に、維持管理等計画書（別紙3）を添付してください。

また、維持管理等計画提出後、維持管理等の内容を変更したときは、速やかに変更後の維持管理等計画を変更許可申請書（様式第2号）とともに提出してください。その際は、変更許可申請書（様式第2号）の備考欄に「計画の変更」と記載し、変更した計画の箇所が分かるように（下線や着色など）してください。

（6）事故等が発生したときの対応及び報告

事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設の損壊が発生し、事業区域又は周辺地域の環境の保全上支障が生じたときは、当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を速やかに講ずると共に、県へ直ちに発生日時・発生場所・事故が発生した施設・事故の内容等について報告してください。

また、事故等の発生から30日以内に、事故の概要や対応状況について事故等報告書（様式第10号）を提出しなければなりません。事故等報告書（様式第10号）には、下表に掲げる書類を添付し、事故の状況、応急対応、復旧等の状況が分かるよう示してください。なお、位置図・配置図は、既存の資料に事故発生場所等を追記することでも差支えありません。

なお、重大な事故等の場合は、上記の期限にかかわらず、報告を求める場合がありますので、適切に対応願います。

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 位置図	1/10、000	(1) 方位

	以上	(2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 事故発生場所
2 配置図	1/1,000 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状 (8) 事故状況等の写真の撮影場所と撮影の方向
3 事故状況等の写真		事故の状況、応急対応、復旧等の状況が分かるカラー写真
4 その他知事が必要と認める書類		

※これらの書類の他にも、必要と認められる場合は追加で提出を求める場合があります。

(7) 既存施設の維持管理等計画の公表・提出

条例が施行された日の前に太陽光発電施設の設置に着工していた施設（以下「既存施設」）についても、維持管理等計画の作成及び公表を行う義務があります。

また、設置規制区域に事業区域の全部又は一部が含まれる場合には、既存事業概要届出書（様式第14号）を提出する際に、維持管理等計画書（別紙3）も提出してください。

<参考>

維持管理に係る必要事項整理表

		維持管理等計画		事故報告
		作成・公表	提出	
新規 施設	規制区域内	○	○	○
	規制区域外	○	×	○
既存 施設	規制区域内	○	○	○
	規制区域外	○	×	○

第十三条 地位の承継

(地位の承継)

第十三条 設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。以下同じ。）があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該設置許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第十条の規定により事業計画を届け出た者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者及び前項の規定により届け出た者は、遅滞なく、維持管理等計画を作成し、当該維持管理等計画に従い維持管理等を行わなければならない。
- 5 前条第三項の規定は、前項の規定により維持管理等計画を作成した場合に準用する。

(地位の承継)

第十四条 条例第十三条第二項及び第三項の規定による届出は、事業承継届出書（様式第十一号）によるものとする。

(1) 事業承継の届出

設置許可を受けた者又は事業計画の届出を提出した者から、当該届出に係る太陽光発電事業の全部が譲渡、相続、合併もしくは分割され、その地位を承継した者は、事業承継届出書（様式第11号）により届け出る必要があります。事業承継の届出は、承継があった日から30日以内にしなければなりません。

事業の一部を譲り受けた者は、その地位を承継できませんので、新たに設置許可を受ける等の手続きが必要となります。なお、事業の一部を譲り渡す者は、変更許可を受ける等の手続きが必要となります。

(2) 維持管理等計画の作成

事業承継届出書（様式第11号）を提出し、新たに太陽光発電事業の事業者となった者は、条例第12条で規定する維持管理等計画を作成し、適切に維持管理を行う必要があります。この場合、被

承継者が作成した維持管理等計画の見直しを行うとともに、必要に応じて変更を加えて、実施することでも足りますが、維持管理等計画の趣旨や内容について熟知してください。

維持管理等計画を作成した際に必要な計画の公表及び計画の提出については、[4 3 ページ「\(4\) 維持管理等計画の公表」](#)及び[4 4 ページ「\(5\) 維持管理等計画の提出」](#)を参照してください。

第十四条 廃止の届出

(廃止の届出)

第十四条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。

(廃止の届出)

第十五条 条例第十四条第一項の規定による届出は、事業廃止届出書（様式第十二号）によるものとする。

2 前項の事業廃止届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 現況写真
- 二 廃止後において行う措置を示した平面図
- 三 その他知事が必要と認める書類

(1) 廃止届出書

太陽光発電事業の廃止とは、当該太陽光発電施設により電気を得る事業をとりやめることです。太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、廃止届出書（様式第12号）を届け出なければなりません。

(2) 事業廃止に係る留意事項

事業廃止に伴う工事については、太陽光発電設備を解体・撤去するだけでなく、廃止後の事業区域を安全に管理するために必要な措置を実施してください。当然、事業区域を賃借・購入した際や、地域住民等へ事業計画について説明した際に、もとの所有者や地域住民と条件や約束（例：原状復帰や事業終了後の土地の緑化など）を取り決めた場合は、それを満たさなければなりません。

また、廃止工事で発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守し、適切に処分してください。

なお、事業終了後の措置については[16ページの「チ 事業終了後の適正な措置」](#)を参照してください。

第十五条 指導及び助言

(指導及び助言)

第十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び設置許可申請者等に対し、指導及び助言を行うことができる。

事業者が、設置許可を受けるにあたって付された条件等を遵守することや、地域住民等との適切なコミュニケーションを図ることができるよう、知事は、この条例の施行に必要な限度において指導及び助言を行うことができる旨規定しています。

事業者は、地域と共生した太陽光発電の実現を図る条例の目的を達することができるよう、知事の指導・助言に誠実に対応してください。

なお、このとき、正当な理由がなく指導に従わない場合は、知事は、当該指導に従うよう勧告することができます。

第十六条 報告の徴収及び立入検査

(報告の徴収及び立入検査)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(身分証明書)

第十六条 条例第十六条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第十三号によるものとする。

(1) 報告の徴収

知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設の状況などを確認する必要が生じたときは、報告や資料の提出を求めることができます。このとき、求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、適切な報告を行うよう勧告することができます。

(2) 立入検査

知事は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業者の事務所、事業区域その他その事業を行う場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができます。

第十七条 助言

(助言)

第十七条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置又は原状回復をするよう助言することができる。

- 一 設置許可を受けず、又は虚偽の申請により設置許可を受け、設置規制区域内において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき。
 - 二 設置許可を受けた者が、変更許可を受けず、又は虚偽の申請により変更許可を受け、当該設置許可を受けた内容を変更したとき。
- 2 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言することができる。
- 一 正当な理由なく第十五条の規定による指導に従わなかったとき。
 - 二 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

知事は、設置許可を受けず又は虚偽の申請により設置許可を受けて設置規制区域に太陽光発電施設を設置（設置工事への着手を含む）した者、及び変更許可を受けず又は虚偽の申請により変更許可を受けて設置許可を受けた内容を変更した者に対し、太陽光発電事業の中止、施設の撤去又は原状回復を助言することができます。

また、条例第15条で知事は指導及び助言を行うことができるとしていますが、正当な理由がなく指導に従わない場合は、当該指導に従うよう助言することができます。

なお、条例第16条で知事から求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、適切な報告を行うよう助言することができます。

助言に従わない場合は、条例第18条の措置命令を受けることとなり、知事はその事実と氏名を公表することができます。

第十八条 措置命令

(措置命令)

第十八条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかつたときは、その者に対し、同条第一項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること又は同条第二項に規定する必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(1) 措置命令

知事は、条例第17条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかつたときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができます。この措置に従わない場合は、知事は条例第9条により設置許可を取り消すことができます。

また、措置命令を受けた者に対して、知事は条例第19条により、その事実と氏名を公表することができます。

(2) 不利益処分の手続き

不利益処分をしようとする場合の手続きについては、宮城県行政手続条例によるものとします。

第十九条 公表

(公表)

第十九条 知事は、第九条の規定により設置許可を取り消し、又は前条の規定により第十七条第一項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること若しくは同条第二項に規定する必要な措置を講ずることを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（1）公表

知事は、条例第9条により設置許可を取り消したとき、又は条例第18条の規定により第17条に規定する勧告に係る措置命令を行ったときは、その内容と設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）を公表することができます。

（2）意見の陳述

知事は、公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければなりません。意見の陳述は、原則陳述書の提出によるものとします。その手続きについては、宮城県行政手続条例によるものとします。

（3）経済産業省への通知

F I T制度ほか、事業計画に係る認定基準には「関係法令（条例を含む）の遵守」の項目があり、本条例に基づく命令に従わない場合等、その他条例等に基づく報告の徵収や立入検査等を通じて、他法令を遵守していない状況を確認した場合は「関係法令の遵守」の基準を満たさないものとして、当該制度を所管する経済産業省へ情報提供します。このことにより、F I T認定が取消になる可能性があります。

第二十条 市町村の条例との関係

(市町村の条例との関係)

第二十条 太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等に関し、市町村の条例の規定による手続等により、この条例の規定による手続等と同等以上の効果が期待できると知事が認めるとときは、当該市町村の全部又は一部の区域における手続等については、規則で定めるところにより、この条例の規定を適用しない。

(市町村の条例との関係)

第十七条 条例第二十条の規定により、仙台市の区域については、この条例の規定は、適用しない。

2 条例第二十条の規定により、次に掲げる区域については、条例第四条から第九条まで、第十三条第一項及び第二項、第十七条第一項並びに第二十二条第一号の規定は、適用しない。

一 蔵王町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和五年蔵王町条例第二十七号）に規定する禁止区域

二 丸森町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例（令和三年丸森町条例第二十二号）に規定する禁止区域

(1) 市町村の条例との関係

市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の全部又は一部が達成することができると認めるときは、当該市町村の区域において、条例の全部又は一部の規定を適用しないこととしています。

(2) 対象となる市町村の条例

対象となる市町村の条例の区域は、現時点では以下のようになっています。

- ① 仙台市の区域
- ② 丸森町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例第8条に規定する禁止区域
- ③ 蔵王町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第9条に規定する禁止区域

(3) 適用されない規定

①の区域には、条例の全部の規定を適用しないこととします。

②及び③の区域には、条例の規定のうち以下のものを適用しないこととします。

- ・ 第4条（地域住民等への説明）
- ・ 第5条（設置規制区域）
- ・ 第6条（設置許可の申請）
- ・ 第7条（変更許可）
- ・ 第8条（設置許可に係る着工等の届出）

- ・ 第9条（設置許可の取消）
- ・ 第13条第1項（設置許可者の事業承継）
- ・ 第13条第2項（設置許可者の事業承継に係る届出）
- ・ 第17条第1項第1号（無許可又は虚偽の申請により許可を得た者に対する勧告）
- ・ 第22条第1号（無許可により太陽光発電施設を設置した者に対する罰則）

なお、②及び③の区域については、上記以外の規定（第3条の事業者の責務や第8条の事業計画届出など）は適用されますので、事業者は、県の条例と市町村の条例の両方を遵守する必要があります。

（4）その他

申請・届出に係る情報等は、必要に応じて市町村と共有します。

（不都合等がある場合には申し出てください。）

第二十一条 委任

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

条例の施行に当たり、条例において具体的な定めがないものについて、適切に条例の運用ができるよう、規則で手続き等を定めることを規定しています。

第二十二条 罰則

(罰則)

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設の設置をした者
- 二 第十条又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

次に掲げる者等は、5万円以下の過料に処されます。

- ・ 設置許可若しくは変更許可を受けないで太陽光発電施設を設置した者
- ・ 事業計画の届出をしないで、又は虚偽の届出をして太陽光発電施設を設置した者
- ・ 報告、資料の提出に応じない者
- ・ 立入検査に応じない者

附則 施行期日

(施行期日)

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(1) 施行期日

条例及び規則の施行は、令和4年10月1日となります。

附則 経過措置

(経過措置)

- 2 第五条から第十三条まで（第十二条第一項を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置の工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）については、適用しない。

（1）適用関係

条例の施行日前に設置工事に着手した太陽光発電施設（「既存施設」という）と、条例の施行後に設置する太陽光発電施設の取扱いを分けるため、その内容を規定しています。

既存施設を管理する事業者（既存事業者）がすべき手続きについては、附則の各項で定めています。

既存施設については、条例第5条（設置規制区域）から第13条（地位の承継）までの規定は適用しないこととし、別途附則で既存施設に関する事項を定めています。なお、第12条第1項は適用されるので規定に従い、維持管理等を行ってください。

附則 既存施設の変更許可

(既存施設の変更許可)

- 3 既存施設を管理する事業者（以下「既存事業者」という。）は、その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければなりません。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。
- 4 第四条から第九条まで、第十四条第二項、第十七条第一項、第十八条及び第十九条の規定は前項の許可について、第十二条、第十三条、第十八条及び第十九条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第三項、第九条第一号及び第二号、第十四条第二項並びに第十七条第一項第二号中「変更許可」とあるのは、「附則第四項において準用する第七条第一項の許可」と読み替えるものとする。

(既存施設の変更許可)

- 2 条例附則第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項以外の事項とする。
 - 一 既存事業者の住所及び氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 設置規制区域内で事業を行う理由
 - 三 維持管理計画の公表方法
 - 四 その他知事が変更許可が不要と認めるもの
- 3 第八条及び第九条第二項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第八条中「変更許可」とあるのは、「附則第三項において準用する第七条の許可」と、第九条第二項中「条例第七条第三項の規定による軽微な変更」とあるのは、「附則第二項に掲げる事項」と、それぞれ読み替えるものとする。

（1）既存施設の変更許可

その全部又は一部が設置規制区域にある既存施設は、条例施行後に、条例附則第3項の規則で定める事項を変更するときは、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。変更許可の手続きは28ページ「(1) 変更許可」を準用します。

変更許可が必要な行為は以下のとおりです。なお、その他にも手続きが必要になる場合がありますので、変更事項が生じた場合は、御相談ください。

■既存施設の変更事項に対する手続き

変更事項	変更許可	軽微変更届出
氏名及び名称（法人の主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）		○*
設置予定地・事業区域	○	
設置規制区域に太陽光発電施設を設置する理由		○
設置予定地の面積、登記地目及び現況地目	○	
太陽光発電施設の発電出力	○	
工事着工及び完了予定年月日並びに運転開始年月日及び事業終了予定年月日		○
維持管理計画の公表方法		○
関係法令及び条例の手続き状況		○
地域住民への説明状況		○
維持管理等計画		○

*法人において、事業所を移転する場合や、名称や代表者に変更を生じた場合は軽微変更届出の手続きを行います。事業の売買・譲渡等により承継があって変更する場合は、別途承継の手続きが必要です。

附則 既存施設の届出

(既存施設の届出)

- 5 既存事業者は、令和五年三月三十一日までに、規則で定めるところにより、既存施設に係る太陽光発電事業の概要（次項において「既存事業概要」という。）を知事に届け出なければならぬ。
- 6 事業区域の全部が設置規制区域外にあり、かつ、施行日前に規則で定める書類を知事に提出した者は、既存事業概要の届出を行ったものとみなす。
- 7 附則第五項の規定により届出を行った者（前項の規定により届出を行ったものとみなされる者を含む。附則第十二項において同じ。）が当該届出の内容を変更しようとするとき（附則第三項本文の規定により知事の許可を受けなければならないときを除く。）は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。
- 8 第十一条の規定は、前項の届出について準用する。

(既存施設の届出)

- 4 条例附則第五項の規定による届出は、既存事業概要届出書（様式第十四号）によるものとする。
- 5 第十一条第二項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、第十一条第二項中「事業計画届出書」とあるのは、「既存事業概要届出書」と読み替えるものとする。
- 6 条例附則第六項の規則で定める書類は、宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン（令和二年四月一日施行）による事業計画書とする。

（1）既存施設の届出

既存施設については、設置規制区域の内・外にかかわらず、令和5年3月31日までに事業概要届出書（様式第14号）を届け出る必要があります。

（2）届出を行ったものとみなすもの

事業区域に設置規制区域が含まれておらず、かつ、条例施行日以前に「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」に規定している事業計画の届出を行った施設（以下「既届出施設」という。）は、条例附則第5項に規定する届出を行ったものとみなします。

これは、既届出施設に係る事業者の二重手続を避けるための措置であり、適正な内容で、県が受理したものについては、条例においても届出が提出されたものとして取り扱うこととしています。

（3）既存施設の届出内容の変更

既存事業者は届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画変更届出書（様式第9号）を届け出なければなりません。変更届出の手続きは、[40ページ「\(1\) 変更届出」](#)を準用します。

○既存施設における手続きについて

発電出力が 50kW	設置規制 区域	手続	着工が施行 期日より	ガイドライ ンに基づく 資料提出 手続き	当該施設の発電出力などを変更（増設など） する場合の手続き	
					着工が施行日より	手続き
以上	区域内 許可	前	済	既存事業概要届出書の届出 (附則第5項)	前	なし (附則第3項)
			未	設置許可申請 (条例第6条)	後	変更許可 (附則第3項)
		後	済	設置許可申請 (条例第6条)	後	変更許可 (附則第3項)
	区域外 届出	前	済	なし (附則第5項)	前	変更許可 (条例第7項)
			未	既存事業概要届出書の届出 (附則第5項)	後	変更届 (附則第7項)
		後	済	事業計画届出書の届出 (条例第10条)	後	変更届 (附則第7項)
未満				事業計画届出書の届出 (条例第10条)	後	変更届 (附則第11項)
				不要 (50kW未満は手続き対象外)		

附則 既存施設の維持管理等

(既存施設の維持管理等)

- 9 既存事業者は、令和五年三月三十一日までに、規則で定めるところにより、既存施設及び事業区域（以下この項及び次項において「既存施設等」という。）の維持管理等計画を作成し、当該維持管理等計画に従い、当該既存施設等の維持管理等を行わなければならない。
- 10 第十二条第三項及び第四項の規定は前項の計画について、同条第五項の規定は既存施設等について、それぞれ準用する。
- 11 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、令和五年三月三十一日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を知事に届け出なければならない。

(既存施設の維持管理等)

- 7 条例附則第九項及び附則第十一項により規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 維持管理等の基本事項
 - 二 維持管理等の実施体制
 - 三 維持管理等の内容
 - 四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害その他の災害が発生するおそれがある場合に、それを防止するために予定している措置の内容及びその実施体制
 - 五 土砂災害その他の災害により太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

（1）既存施設の維持管理等

既存事業者は、令和5年3月31日までに、条例第12条第1項の規定に従って既存施設及び事業区域を適正に維持管理等するための計画を作成し、公表しなければなりません。

また、設置規制区域内にある既存施設については、附則第5項に係る届出と併せて維持管理等計画を提出しなければなりません。

既存施設の維持管理等については、条例第12条各項の規定が準用されます。

＜条例附則第10項に規定する維持管理等計画における準用＞

条例第12条 維持管理等

第3項 維持管理等計画の公表

第4項 維持管理等計画の変更

＜条例附則第10項に規定する既存施設における準用＞

条例第12条 維持管理等

第5項 事故等に対する対応及び報告

附則 既存事業者の地位の承継

(既存事業者の地位の承継)

12 附則第五項の規定により届出を行った者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 既存事業者の地位の承継

既存事業者から、太陽光発電事業の全部を譲渡、相続、合併、分割され、その地位を承継した者は、その旨（承継したこと）を届け出る必要がありますので、既存事業承継届出書（様式第15号）を提出してください。当該届出は、地位の承継の日から30日以内にしなければなりません。

附則 準備行為

(準備行為)

13 設置許可の申請その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

条例の規定により、設置許可手続きや事業計画の届出の手続きは、工事着手以前に行う必要があります。このため、これらの手続きに関する準備行為は条例の施行日前においても行うことができます。